



JASDAQ

2022年3月25日

各 位

会社名 日本パレットプール株式会社
代表者名 代表取締役社長 植松 満
(コード番号：4690)
問合せ先 取締役経営推進本部長 山西 孝
(TEL. 06-6373-3231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記のとおり、2022年6月24日開催予定の当社第50回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

公告方法（第5条）、電子提供制度の導入（第17条）

令和元年の会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が義務化されたため、公告方法および電子提供措置について定款に定めておく必要がある。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(付則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日

定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以上